

美里町建設工事最低制限価格制度事務処理要領

平成 27 年 4 月 1 日  
美 里 町

(趣旨)

第 1 条 この基準は、美里町が競争入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定により、最低制限価格を設定する場合の基準を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 最低制限価格制度の対象となる工事は、競争入札に付する建設工事とする。

(最低制限価格の算定)

第 3 条 最低制限価格は、原則として次に定めるところにより算出するものとし、予定価格算定の基礎となった設計金額の次に掲げる額を合計した額（以下「最低制限基準価格」という。）に無作為（ランダム）係数を乗じて算出した価格（円未満切り捨て）とする。ただし、最低制限基準価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の 100 分の 92 を超える場合は予定価格に 100 分の 92 を乗じて得た額（円未満切り捨て）とし、最低制限基準価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の 100 分の 75 に満たない場合は予定価格に 100 分の 75 を乗じて得た額（円未満切り捨て）とする。

- (1) 直接工事費の額に 100 分の 97 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 100 分の 68 を乗じて得た額

2 前項の無作為（ランダム）係数は、電子計算組織により無作為に算出される 1.00000 から 1.01000 までの数値（小数点以下第 5 位まで）とする。

(落札者の決定)

第 4 条 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回る価格の入札があった時は、入札執行者は、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定により、当該入札をしたものを失格とする。

2 最低制限価格を設定した入札において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、入札執行者は、このうち最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。

(入札参加者への周知)

第 5 条 最低制限価格を設定した入札を行う際は、美里町財務規則（平成 16 年美里町規則第 44 号）第 103 条に規定する入札の公告及び第 109 条第 2 項に規定する通知に、最低制限価格を設定していることを記載するものとする。

(最低制限価格の公表)

第 6 条 前条の規定により算出した最低制限価格は、落札者の決定後速やかに公表する。

(最低制限価格の公表方法)

第 7 条 公表の方法は、総務課において閲覧方式により公表する。

(最低制限価格制度の対象外)

第8条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要領による改正後の美里町建設工事最低制限価格制度事務処理要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる入札について適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要領による改正後の美里町建設工事最低制限価格制度事務処理要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる入札について適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和元年5月10日から施行する。

2 この要領による改正後の美里町建設工事最低制限価格制度事務処理要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる入札について適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要領による改正後の美里町建設工事最低制限価格制度事務処理要領の規定は、この要領の施行の日以降に行われる入札について適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。